

## 小林市・野尻町合併協議会小委員会設置規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、小林市・野尻町合併協議会規約(以下「規約」という。)第1条第2項の規定に基づき、小林市・野尻町合併協議会小委員会(以下「小委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 小委員会は、小林市・野尻町合併協議会(以下「協議会」という。)から付託された事項について調査、審議等をするものとする。

### (委員)

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長(以下「会長」という。)が必要に応じて、協議会の会長、副会長及び委員(以下「協議会の委員等」という。)の中から選任する。

### (組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

### (委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の半数以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

5 会議の傍聴については、小林市・野尻町合併協議会会議傍聴要領による。

### (会議録の作成)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 会議の開催日時及び会場

(2) 会議への出席委員等及び欠席委員等の氏名

- (3) 議題及び議事の全文
- (4) その他議長が必要と認めた事項

- 2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。
- 3 会議録は、次条に定める署名をした日をもって確定する。

( 会議録署名 )

第 8 条 会議録には、会議録署名委員 2 人が署名を行う。

- 2 前項の会議録署名委員は、会議ごとに議長が指名する。

( 会議録等の公開 )

第 9 条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

- 2 前項の公開について必要な事項は、小林市・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程を準用する。

( 関係者等の出席 )

第 1 0 条 委員長は、必要に応じて、関係者等の出席を求めることができる。

- 2 関係者等が小委員会に出席したときは、報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)を受けすることができる。
- 3 前項の報酬等の額及び支給方法は、小林市・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程による。

( 報告 )

第 1 1 条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会に報告しなければならない。

( 庶務 )

第 1 2 条 小委員会の庶務は、規約第 1 3 条第 1 項に規定する協議会の事務局において処理する。

( 補則 )

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日から施行する。